

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 血漿分画製剤であつて、以下に掲げるもの</p> <p>(1) (14) (略)</p> <p>(15) (14) (略)</p> <p>(16) (41) (略)</p> <p>四（略）</p> <p>乾燥濃縮人プロトロンビン複合体</p> <p>別表第二（第十四条関係）</p>	<p>九 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、妊娠していると認められる者又は過去六月以内に妊娠していたと認められる者</p> <p>一〇 第十四条第一項の健康診断の結果又は</p>	<p>別表第一（第一条関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 血漿分画製剤であつて、以下に掲げるもの</p> <p>(1) (14) (略)</p> <p>(15) (40) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四（略）</p> <p>別表第二（第十四条関係）</p>	<p>九 第八条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、妊娠していると認められる者又は過去六月以内に妊娠していたと認められる者</p> <p>一〇 第八条第一項の健康診断の結果又は本</p>
<p>採血の種類</p> <p>二〇〇ml全血採血</p>	<p>基 準</p> <p>一〜八（略）</p>	<p>採血の種類</p> <p>二〇〇ml全血採血</p>	<p>基 準</p> <p>一〜八（略）</p>

	<p>本人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者</p> <p>一一 (略)</p>	<p>四〇〇ml全血採血</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、妊娠していると認められる者又は過去六月以内に妊娠していたと認められる者</p> <p>一〇 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者</p> <p>一一 (略)</p>	<p>血漿成分採血</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、妊娠していると認められる者又は過去六月以内に妊娠していたと認められる者</p> <p>一〇 第十四条第一項の健康診断の結果又は</p>
--	---	--	---

	<p>人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者</p> <p>一一 (略)</p>	<p>四〇〇ml全血採血</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 第八条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、妊娠していると認められる者又は過去六月以内に妊娠していたと認められる者</p> <p>一〇 第八条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者</p> <p>一一 (略)</p>	<p>血漿成分採血</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 第八条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、妊娠していると認められる者又は過去六月以内に妊娠していたと認められる者</p> <p>一〇 第八条第一項の健康診断の結果又は本</p>
--	--	--	--

	<p>本人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者</p> <p>一一 (略)</p>	<p>血小板成分採血</p>	<p>一〇一〇 (略)</p> <p>一一 過去一年以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二三回以上である者</p> <p>一二 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、妊娠していると認められる者又は過去六月以内に妊娠していたと認められる者</p> <p>一三 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者</p> <p>一四 (略)</p>
	<p>人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者</p> <p>一一 (略)</p>	<p>血小板成分採血</p>	<p>一〇一〇 (略)</p> <p>一一 過去一年以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二四回以上である者</p> <p>一二 第八条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、妊娠していると認められる者又は過去六月以内に妊娠していたと認められる者</p> <p>一三 第八条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者</p> <p>一四 (略)</p>